

議事日程（閉会日） 令和6年6月14日 午前9時開議

- 日程第1 議案第32号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第2 議案第33号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第34号 木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 木曽岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書について
- 日程第7 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第2 議案第33号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第34号 木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 木曽岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書について
- 日程第7 議員派遣の件

追加日程第1 議案第37号 木曽岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（8名）

1番	後 藤 紀 子	2番	古 村 護
3番	鎌 田 鷹 介	5番	加 藤 眞 人
6番	伊 藤 守	7番	服 部 芙二夫
8番	三 輪 一 雅	9番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹

危機管理課長	坂倉 丈夫	会計管理者	藤井 光利
産業課長	中山 重徳	建設課長	伊藤 雅人
住民課長	伊藤 正典	税務課長	神野 美紀恵
教育課長	村上 強	福祉課長	黒田 和弘
子ども・健康課長	佐藤 信恵	ふれあいの里所長	松本 大

事務局出席職員

事務局長	多賀 達人	議会事務局	鈴木 琴音
------	-------	-------	-------

=====

午前 9時 0分開議

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

本日は、令和6年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜わり厚く御礼申し上げます。また、加藤町長はじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

令和6年第2回定例会は、6月5日から10日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の閉会日でございます。本日の議案審議に際しましても、慎重審議をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

改めまして、本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議案第32号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）
について

日程第2 議案第33号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）について

日程第3 議案第34号 木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第4 議案第35号 木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第5 議案第36号 木曾岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（三輪一雅議員） 日程第1、議案第32号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第5、議案第36号、木曾岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） ただいま議題としました議案につきましては、定例会の初日に

提案理由説明と詳細説明をお聞きしています。

また、先般１２日には、各議案に対する質疑が終わっております。

よって、これより討論に入ります。討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認め、一括討論とします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会でご決定いただいたとおり採決をしますので、ご理解願います。

それでは、議案第３２号を採決します。

日程第１、議案第３２号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第３２号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３３号を採決します。

日程第２、議案第３３号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第３３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３４号を採決します。

日程第３、議案第３４号、木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第３４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３５号を採決します。

日程第４、議案第３５号、木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号を採決します。

日程第5、議案第36号、木曾岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第6、発議第4号、防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書についてを上程し、これを議題といたします。

ここで提出者に趣旨説明を求めます。発議第4号について、提出者は登壇の上、お願いいたします。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長、3番。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 発議第4号の趣旨説明を申し上げます。別紙の意見書案の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震により、特に、能登半島において甚大な被害が発生した。能登半島は三方を海に囲まれ交通網が脆弱であることから、災害時のアクセスルートの確保等様々な課題が浮き彫りとなった。今回の震災から得られた教訓も生かしながら、引き続き、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることが必要である。

現在、令和7年度までを実施期間とする防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（以下「5か年加速化対策」という）により、国と地方公共団体が一体となってハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所はいまだ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

紀伊半島に位置する本県においても、5か年加速化対策を活用し県土の強靱化対策を強化してきたところであるが、発生が危惧される南海トラフ地震等に対して事前防災及び減災の取組を引き続き推し進め、県内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持することの必要性はいまだ高く、今回の能登半島地震の教訓を踏まえ、その重要性は高まっている。

また、地域住民の安全・安心を確保し、大都市への過度な一極集中から脱却するためにも地方の強靱化対策とそれを担う建設業等の体制整備は必要不可欠である。

よって、本町議会は、国において、防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く求める。

1、5か年加速化対策期間完了後においても、昨今の甚大な被害をもたらす地震、豪雨、豪雪等の災害の状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な事業規模を十分確保した国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定すること。

2、道路、電気、通信、上下水道等のライフラインの寸断等能登半島地震による甚大な被害に鑑み、国土強靱化実施中期計画の策定に当たっては、国土強靱化の対象事業を拡大するとともに耐震化の更なる強化や災害時における代替路線の整備の加速化等を行うこと。

また、資材価格の高騰及び賃金水準の上昇も踏まえ、別枠による必要かつ十分な予算の確保等、対策の抜本的強化を図ること。なお、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れがみられる地域に十分配慮すること。

3、令和6年度で終了することとされている緊急浚渫推進事業、令和7年度で終了することとされている緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にする等、地方財政措置を拡充すること。

4、建設業における労働環境の改善を進め、人材の確保と育成及び次世代への技術力の継承に向けた環境整備に積極的に取り組むこと。

5、社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員の確保並びに体制の維持及び充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、衆議院議長、参議院議長宛です。

以上が、提案理由の説明でございます。ご賛同の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三輪一雅議員） 趣旨説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま上程しております、発議第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特に、討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

日程第 6、発議第 4 号、防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、発議第 4 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたさせます。

日程第 7 議員派遣の件

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元のタブレットご覧のとおり派遣することに決定いたしました。

ここで皆様にお諮りいたします。

6 月 5 日定例会散会後に執行部より今期定例会での追加議案の申し出がありました。

その議案の概要、また緊急性については既に全議員がお聴き取りされたところと存じます。

よって、追加議案として提出されております議案第 37 号、木曽岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号を追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第 37 号 木曽岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（三輪一雅議員） 追加日程第 1、議案第 37 号、木曽岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて皆さん、おはようございます。

今期定例会、本日最終日ということで、議員の皆さん方には早朝から全員ご参集、誠にあり

がとうございます。

それでは、ただいま上程を賜りました議案第37号、木曾岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

災害応急作業のため、本町以外の地方公共団体に派遣され、避難所運営支援や被害状況の調査等に従事した職員に対して、特殊勤務手当を支給しようとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長から詳細に説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは議案第37号、木曾岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

木曾岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

木曾岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

この度の条例改正につきましては、令和6年1月19日付の総務省からの、令和6年能登半島地震における避難所運営等の現場業務は、国の災害応急作業手当の支給対象作業に該当し得る、このような通知、そしてさらに、令和6年5月30日に三重県から職員の取り扱いにつきまして、著しい困難性が認められる大規模な災害が発生した県外での現場において行う災害応急作業等を特殊勤務手当の支給対象とする、こういった旨の条例改正を6月議会に提出するという情報提供を受けたことから、本町におきましても、同様の取り扱いとしようとするため改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表において説明をさせていただきます。

第2条関係の別表の最下段でございます。こちらに新たに、災害応急作業等手当を加えて、日額1,080円を支給することとします。

この支給を受けるものは、著しい困難性が認められる大規模な災害が発生した場合において、災害応急作業等に従事した職員といたしますが、町外に派遣され、作業に従事する場合に限り支給をするというものでございます。

なお、この日額1,080円に関しましては、人事院規則及び三重県で定められた額と同額とさせていただきます。

条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 6 年能登半島地震における職員派遣にも適用させようとすることから、令和 6 年 1 月 1 日からの適用としようとするのでございます。

以上、木曽岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第 37 号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

議案第 37 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案の採決に入ります。

それでは、追加日程第 1、議案第 37 号、木曽岬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、したがって、議案第 37 号は、原案のとおり、可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、令和 6 年第 2 回木曽岬町議会定例会を閉会といたします

午前 9 時 21 分閉会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には、今期定例会が 6 月 5 日から本日までの 10 日間の日程で開催され、その間、住民の負託にお応えすべく慎重に議案審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、この度、可決されました補正予算や条例の一部改正等を、町民の福祉向上と町政の進展につなげていただくよう、適正かつ的確な執行をお願い申し上げますとともに、長期間の議会審議にご出席いただき、誠にありがとうございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
